

## 広島市健康づくり計画「元氣じゃけんひろしま 2 1（第3次）」策定懇談会運営要綱

## （設置）

第1条 広島市健康づくり計画「元氣じゃけんひろしま 2 1（第3次）」（以下「計画」という。）を策定するに当たり、学識経験者、健康づくりに関連する保健医療団体及び地域団体等から幅広く意見を聴くことを目的とした、広島市健康づくり計画「元氣じゃけんひろしま 2 1（第3次）」策定懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

## （所掌事務）

第2条 懇談会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 計画策定に関する事項
- (2) その他広島市の健康づくり施策に関して必要な事項

## （組織）

第3条 懇談会の委員は、20人以内とする。

## （委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 関係団体及び関係機関に属する者
- 2 委員の任期は、計画策定までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （座長及び副座長）

第5条 懇談会に、委員の互選により座長1人を置く。

- 2 座長は、懇談会を進行する。
- 3 懇談会に副座長1人を置き、座長が委員の中から選任する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （会議）

第6条 懇談会は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 懇談会は、必要があるときは、関係者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

## （庶務）

第7条 懇談会の庶務は、健康福祉局保健部健康推進課において処理する。

## （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、保健医療担当局長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行し、計画の策定をもって、その効力を失う。